

令和 8 年 8 月 30 日 執行 香川県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する
支出金額の制限額（法定選挙運動費用）について

$$\text{法定選挙運動費用} = \frac{\text{選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数}}{\text{当該選挙区内の議員の定数}} \times \text{人数割額} + \text{固定額}$$

（参照） 公職選挙法第194条

公職選挙法施行令第127条

○丸亀市選挙区

$\frac{90,378 \text{ 人}}{4 \text{ 人}}$	×	83 円	+	3,900,000 円	=	<u>5,775,400 円</u>
--	---	------	---	-------------	---	--------------------

（百円未満の端数は百円とする。）

（参考） 令和 5 年 4 月 9 日 執行 香川県議会議員選挙 法定選挙運動費用

丸亀市選挙区 5,806,300円